

○大蔵省告示第二百八十五号

日本政策投資銀行法施行令（平成十一年政令第二百七十一号）第十条第二項の規定に基づき、日本政策投資銀行が寄託金の受入れの届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を財務大臣に提出しなければならないこととし、平成十一年十月一日から適用する。

平成十一年九月三十日

大蔵大臣 宮澤 喜一

本項一部改正（平成十二年十一月二十七日告示第三百七十三号）

- 一 寄託金の受入先
- 二 寄託金の受入額
- 三 寄託金の使途
- 四 寄託金の利率
- 五 寄託金の受入年月日
- 六 寄託期間
- 七 利息支払方法
- 八 返還方法